

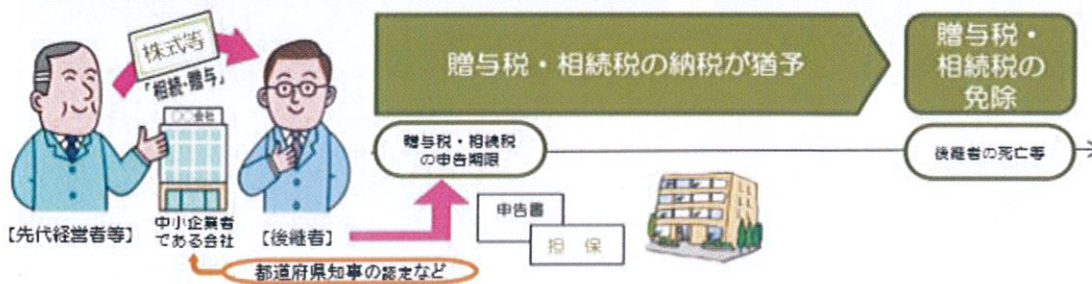
法人事業主の皆さまへ

事業承継税制の活用を検討されましたか？

〔後継者の税負担が軽減されます〕

- ◇ 10 年間の措置として、後継者が株式等を取得した場合において、一定の要件のもと、贈与税・相続税の納付が猶予・免除されます。
- ◇ 本制度を利用する場合は、平成 35 年 3 月 31 日までに特例承継計画を作成し、和歌山県商工観光労働部商工振興課に提出する必要があります。また、先代経営者等から 10 年以内に全部又は一定数以上の非上場株式等の贈与を受ける必要があります。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年(2018年)4月1日から 平成35年(2023年)3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年(2018年)1月1日から 平成39年(2027年)12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 20歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与



出典：中小企業庁－経営承継円滑化法－申請マニュアル

- ◇ 事業承継税制は、現行制度（一般措置）に加え、10 年間の措置として、納税猶予の対象となる株式の制限（株式総数の最大 3 分の 2 まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80% から 100%）、親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大 3 人）への承継も対象になるなど、中小企業経営の実状に合わせた改正となっており、多様な事業承継を支援しています。
- ◇ 事業承継税制の内容につきましては、県内各商工会議所・商工会、顧問税理士等にお問い合わせいただくか、または、中小企業庁及び国税庁ホームページの「事業承継税制特集」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyoshokei/index.htm>)にて、ご確認をお願いいたします。